

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間とりまとめ【抜粋】

(平成19年6月 社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会)

3章 地球温暖化対策の今後の方向性

3.2 当面取り組むべき対策・施策の方向

(4) 住宅・建築物の省エネ性能の向上

〔今後検討すべき対策・施策について〕

i) 住宅・建築物の省エネに係る実効性の確保

省エネ法において、全ての住宅・建築物の建築主等に対して省エネ措置の努力義務を課すとともに、2,000㎡以上の住宅・建築物の新築時等において建築主等に対し省エネ措置の届出が義務付けられ、著しく不十分な場合には指示、公表されることとなっている。今後、住宅・建築物に係る省エネ措置の一層の強化に向け、行政コスト、国民負担、構法の特性、技術水準、市場環境等を踏まえつつ、より実効的な規制・誘導方策を検討する必要がある。

この際、地方公共団体の審査の実情を踏まえた審査体制、基準について十分な検討が必要である。また、高い断熱性・気密性の確保を求める現状の基準は、木造軸組住宅など構法によっては、施工の手間や技術水準の確保などの課題があることを踏まえ、国民のコスト負担にも配慮しつつ検討を行う必要がある。さらに、地域の気候風土、伝統的な住文化を取り入れた木造住宅等の評価方法の開発や基準の検討を進めるべきである。

ii) 住宅・建築物の省エネ性能の総合的対策の推進

住宅・建築物では、暖房用、給湯用、動力他のエネルギーが、いずれも相当の割合で使用されており、総合的な対策が必要であるが、住宅・建築物の省エネ基準は、建物外皮（断熱性等）と各種建築設備について、断熱化等と暖冷房の関係等相互に関連するものも、各々独立して評価・基準を設定している。また、住宅の省エネ基準では、建築設備については、共同住宅の共用部分のみで、専有部分や戸建住宅においては評価されていない状況である。

したがって、共同住宅の専有部分、戸建住宅について、建築設備を住宅の省エネ評価の対象に追加した上で、住宅・建築物ともに、運用時も念頭において建物外皮と建築設備を総合化した省エネ評価手法の開発・基準化を目指す必要がある。

iii) 既存ストックの省エネ対策の促進

新築時における省エネ対策と併せて、既存ストックの省エネ対策も重要である。

一般に、新築時に省エネ性能向上のための措置を講ずる場合には、若干のコストアップですむものの、既存の住宅・建築物での省エネ改修は、施工の手間がかかるなど、コスト高になることが多いことから、費用対効果の高い改修方策・評価方法を検討することが必要である。

具体的には、窓・外壁・天井・床の断熱改修、給湯システムの改修等選択的な部位の改修や、住宅では主要な居室のみの改修など、取り組みやすく、効果的な改修方策についての技術開発や情報提供を進めるとともに、インセンティブの付与方策を検討する必要がある。加えて、既存の住宅・建築物の省エネ性能に係る簡易で信頼性のある評価方法が必要であり、住宅性能評価を充実するなど、既存の住宅・建築物の省エネ評価手法を開発する必要がある。

iv) 住宅・建築物の省エネに係る評価・表示の充実

省エネ性能の高い住宅・建築物が選択されるよう、住宅・建築物の評価・表示を行い情報提供することは重要であることから、平成15年度から、CASBEE（総合的な環境性能評価手法）が開発され、新築、既存、改修、まちづくり等とその充実が図られてきたところである。

今後はさらに、CASBEEについて、地球温暖化対策として、排出されるCO₂の評価の充実等、評価ツールの充実を検討するとともに、戸建住宅に対応した評価ツールの開発や、まちづくり等の評価ツールの普及をさらに促進する必要がある。また、CASBEEのアジアへの情報発信など、環境技術による国際貢献を推進する必要がある。さらに、住宅性能表示も含めた評価・表示システムの利用を促進するための取組を進める必要がある。

v) 複数の建築物が連携したエネルギー対策の取り組みの推進

複数の建物での面的なエネルギー対策により、スケールメリットを活かし、高効率な設備の導入、最適な設備の運転等を実現するとともに、分散型エネルギー活用や、蓄熱・蓄電などによるエネルギー利用の平準化など、エネルギーの効率的な利用が可能である。

このため、個々の建物だけでなく、複数の建物からなる街区単位など面的なエネルギー対策を検討するとともに、まちづくり全体でのエネルギーの運営管理や、多様で主体的な省エネ措置や活動の推進・支援を検討する必要がある。